伊根町告示第５３号

条件付き一般競争入札の実施について

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定により、次のとおり告示する。

この案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年伊根町条例第１０号）の規定により、伊根町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。

令和８年１０月２７日

伊根町長　吉本　秀樹

１　入札に付する事項

(1) 契　約　名　　令和８年度　高速インクジェットプリンター購入
(2) 納 入 場 所　　伊根町役場（京都府与謝郡伊根町字日出６５１）
(3) 概　　要　　高速インクジェットプリンター１台（別紙仕様書のとおり）
(4) 納 入 期 限　　令和９年　３月３１日
(5) 予 定 価 格　　非公開
(6) 最低制限価格　　なし

２　入札参加資格

この契約の入札参加資格は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 伊根町入札参加資格申請書（物品役務）を提出し、令和７・８・９・１０年度物品役務受付簿において「②物品の販売」の「電子計算機類」に希望登録がなされている者であること。
(3) 京都府内に本社又は本店、支社又は支店、営業所を有する者であること。
(4) 伊根町建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成１９年伊根町要綱第２４号）第２条第１項の規定による指名停止をされていないこと。ただし、入札参加業者が契約の締結までの間に指名停止を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該入札参加資格停止業者が提出した入札書を無効とするものとする。
(5) 伊根町暴力団排除条例施行規則（平成２３年伊根町規則第４号）第３条第１項の規定による入札参加除外措置期間中の者でないこと。

３　仕様書等の入手方法

原則として、期間内に伊根町ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口配布を希望する場合は、伊根町企画観光課へ問合せの上、入手すること。

４　入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類　　条件付一般競争入札参加申請書
　　誓約書
(2) 提出期間　　告示の日から令和８年１１月１２日（木）まで
　　ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。また、郵便の場合は、期限内に必着のこと。

(3) 提出方法

持参・郵送（書留郵便とすること）

〒626-0493
伊根町字日出６５１番地
伊根町企画観光課
電話　0772－32－0502（直通）

電子メール　PDF 形式の申請書を電子メールにより送信するものとする。
送信先メールアドレス:ine_propo01■town.ine.lg.jp
※■は、@と読み替えること。
※件名は「条件付き一般競争入札」とすること。

(4) 確認通知　入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」により令和８年１１月１３日（金）までに電子メールで通知する。

5　質疑

入札に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入の上、電子メール又はファックスにて提出すること。

(1) 質疑提出期間　告示の日から令和８年１１月１３日（金）正午まで
(2) 質疑提出先　伊根町企画観光課
(3) 質疑回答期限　令和８年１１月１８日（水）午後５時まで
(4) 質疑回答方法　伊根町ホームページで随時公開

6　入札保証金

伊根町契約規則（平成１９年伊根町規則第１０号）第１１条第２項第２号により免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５相当額を徴収する。

7　入札日及び入札場所

(1) 日時　令和８年１１月２６日（木）午前１０時００分から
(2) 場所　伊根町コミュニティセンターほっと館　多目的室

8　入札方法等

(1) 入札執行については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、令及び伊根町契約規則の規定により行う。
(2) 入札は、出席者及び郵送による参加者により行う。郵送により入札に参加する場合は、入札書を書留郵便で郵送すること。書留郵便は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、さらに中封筒に入札件名、入札日時を記載して、伊根町企画観光課に親展で入札日時の１時間前までに伊根町役場必着とすること。
(3) 代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出することとする。
(4) 入札回数は、制限しない。ただし、郵送により入札に参加した場合は、第２回目以降の入札は失格とする。
(5) 入札者は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
(6) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）を記載し、封筒の開封部に封印すること。ただし、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
(7) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする場合がある。
(8) 再入札となる場合には、その場で直ちに再入札を行う。
(9) 前号の場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。
(10) 開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
(11) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

9　入札書の無効

(1) 入札の資格、入札に関する条件に違反した者の入札

(2) １つの入札について同一の者（他の代理人として入札した場合を含む。）が２枚以上の入札書を提出した入札

(3) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札

(4) 連合等の不正行為によってされたと認められる入札

(5) 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者による入札

(6) 予定価格を超える価格での入札

(7) その他入札条件に違反した入札

10　契約書

落札者は、落札決定通知を受けた日から７日以内に契約書を作成しなければならない。

11　契約保証金　免除

12　支払条件

(1) 前金払　無し

(2) 部分払　無し

13　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14　議会の議決を要する契約

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、伊根町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。

(2) 議会の議決に付すべき契約において、「契約の保証」の規定については、「契約の締結と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

(3) 仮契約の当事者が、入札日の翌日から伊根町議会の議決を得る日までに指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。なお、仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。

15　入札に係る費用の負担

入札に係る費用については、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

16　問合先

〒626-0493
伊根町字日出６５１番地
伊根町企画観光課
電話　0772－32－0502（直通）
ＦＡＸ　0772－32－1333
ＵＲＬ　https://www.town.ine.kyoto.jp/